別表十六⑴の記載要領第十一号を同第十四号とし、同第十二号中「明細書」の次に「の添付」を加え、同号を同第十一号とし、同第十号⑵中「外書きは」を「外書には」に改め、同号⑶を次のように改める。

⑶　「特別償却限度額　(36)」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　(37)」の各欄は、当該各欄の合計額（第５号の規定により「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　(37)」の欄に内書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が「合　計　(13)＋(14)＋(15)　(16)」の金額から「　計　((26)又は(31))＋(32)　(33)」の金額及び１円を控除した金額を超えることとなる場合には、当該合計額からその超えることとなる部分の金額を控除した金額を当該各欄に記載する金額の合計額の限度として記載すること。

別表十六⑴の記載要領第十一号を同第十二号とし、同第十号中「「(18)」」を「「償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)　(18)」の金額」に、「上回る」を「超えることとなる」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「別表十六(二)「(26)」」を「別表十六(二)「26」」に、「同表「(9)」」を「同表「９」」に、「同表「(27)」」を「同表「27」」に、「「定率法の償却率　(25)」」を「「(25)」」に、「「償却保証額 (9)×(27)　(28)」」を「「(28)」」に、「この場合には」を「この場合において」に改め、同号⑴中「別表十六(二)「(18)」」を「別表十六(二)「18」」に改め、同号を同第十号とし、同第八号を同第九号とし、同第七号⑵中「「(18)」」を「「償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)　(18)」の金額」に、「上回る」を「超えることとなる」に改め、同号を同第八号とし、同第六号を削り、同第五号中「増加償却の割合」を「通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例」に改め、同号を同第六号とし、同号の次に次の１号を加える。

７　「(16)＞(19)の場合」の各欄は、「償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)　(18)」の金額が「差引取得価額×５％ (9)×5/100　(19)」の金額を超える場合に記載すること。この場合において、「　計　((21)＋(22))又は((18)－(19))　(23)」の欄は、「償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)　(18)」の金額から「算出償却額 (18)×(20)　(21)」の金額と「増加償却額 (21)×割増率　(22)」の金額との合計額を控除した金額が「差引取得価額×５％ (9)×5/100　(19)」の金額を超えるときは「又は((18)－(19))」を消し、その他のときは「((21)＋(22))又は」を消すこと。

別表十六⑴の記載要領第四号の次に次の１号を加える。

５　当該事業年度又は連結事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　(17)」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　(37)」の各欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の当該各欄の金額の基因となる租税特別措置法第52条の２第２項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度若しくは連結事業年度又は同条第５項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいう。）の属する事業年度若しくは連結事業年度の別表十六(二)「36」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を当該各欄の上段に内書として記載すること。この場合において、「償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)　(18)」、「合　計　(34)＋(36)＋(37)　(38)」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額)　(46)」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「(17)」及び「(37)」から控除して計算すること。